

## 注記（一般会計等）

### 1 重要な会計方針

#### （1）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和59年以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### ② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

#### （2）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

#### （3）有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 10年～50年

物品 3年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

##### ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### （4）引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率等により、徴収不能見込額を計上しています。

##### ② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額、及び、退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当市へ按分される額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以下のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物を資金の範囲としています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引による発生する資金の受払いも含まれています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、原則として取得価格又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱に準じています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、工事費等の性質により分類するとともに、1件あたり50万円未満であるときには修繕費として処理しています。

**2 重要な会計方針の変更等**

該当ありません。

**3 重要な後発事象**

該当ありません。

**4 追加情報**

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計（以下、北新宿第二特会という。）

鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計（以下、広田特会という。）

- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4.4%	9.0%

- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 384,338 千円  
 鴻巣市土地開発公社が取得費を支払った公公共用地等の年賦償還費（平成17年度取得分）  
 384,338 千円

- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費通次繰越額	123,334 千円
繰越明許費	971,302 千円
事故繰越額	0 千円
合計	1,094,636 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲については、売却予定とされている公共資産とする。  
 ・内訳（※令和2年度当初予算における財産売却収入の額）  
 土地 9,539 千円  
 物品 84 千円
- ② 減債基金に係る積立不足額 該当ありません。
- ③ 基金借入金（繰替運用）の内容 該当ありません。
- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 45,435,800 千円
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。
- |                           |               |
|---------------------------|---------------|
| 標準財政規模                    | 24,302,786 千円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 4,356,469 千円  |
| 将来負担額                     | 61,257,943 千円 |
| 充当可能基金額                   | 7,661,111 千円  |
| 特定財源見込額                   | 6,357,050 千円  |
| 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額     | 45,435,800 千円 |

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支	3,698,315 千円
支払利息支出	310,830 千円
投資活動収支	△2,511,806 千円
基金積立金支出	592,815 千円
基金取崩収入	405,259 千円
基礎的財政収支	1,684,895 千円

② 既存の決算との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	40,106,448 千円	38,188,967 千円
うち一般会計	39,385,352 千円	37,607,729 千円
うち北新宿第二特会	596,350 千円	485,863 千円
うち広田特会	124,746 千円	95,375 千円
会計間の繰出・繰入に伴う相違	197,000 千円	197,000 千円
繰越金に伴う差額	2,362,718 千円	
資金収支計算書	37,546,729 千円	37,991,967 千円

③ 一時借入金について

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含みません。

なお、本会計年度で一時借入金の借入はありません。

一時借入金の限度額 1,500,000 千円

④ 重要な非資金取引

新たに計上した所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 86,943 千円